

内部質保証方針（大学・短大）

1. 内部質保証の基本的な考え方

宇部フロンティア大学及び宇部フロンティア大学短期大学部(以下、「全学」という。)は、それぞれの使命・目的達成のため、教育研究の内容及び水準について自ら点検評価し、常に向上を目指し改善に取り組むことで、内部質保証を行う。また、ステークホルダーや社会に対して、その成果を積極的に公表する。

2. 内部質保証のための組織及び役割

(1) 大学評議会

全学の最高審議機関である大学評議会が、内部質保証の責任を担う。大学評議会は、全学の管理・運営に係る重要事項を審議するが、内部質保証に係る事項も審議し、各部局に対して周知を図る及び指示を出す中心的な役割を果たす。

(2) 教学マネジメント委員会

大学評議会の直下に置かれ、全学の教学マネジメントを担当する組織である。内部質保証においては、「3つのポリシーに関するアセスメントポリシー」に基づいて、教学に関する活動実績の評価、重点取組課題の抽出、改善案の提案を行う。また授業改善のFD・SDに係る事項も担当する。

(3) IR 部門

IR 部門は、学校法人香川学園事務組織規程に基づいて設置する組織である。内部質保証においては、教学に関する各種調査の実施、データの収集・分析を行い、本学の教学マネジメントに関するPDCAサイクルの実践に資する情報を提供する。

(4) 自己点検・評価委員会

大学評議会の直下に置かれ、全学の自己点検・評価報告書の作成や中期計画の立案・進捗管理をする委員会である。内部質保証においては、自己点検・評価報告書を作成する。また、中期計画において、内部質保証に係る事項を計画する。

(5) FD・SD 委員会

大学評議会の直下に置かれ、教職員のFD・SDを推進する全学組織である。内部質保証においては、FD・SD研修会の計画及び実施を行う。必要に応じて、他の組織とも連携してFD・SDを推進していく。

(6) 大学各学部・研究科、短大各学科及びその他の組織

大学各学部・研究科、短大各学科及びその他の組織は、大学評議会または(2)～(4)に示す委員会からの伝達を受け、内部質保証に係る事項を実施する。また、その組織員はFD・SD研修会にも参加し、自らの能力の向上・研鑽に努める。

3. 内部質保証の手続き

内部質保証の検証結果として、自己点検・評価委員会は毎年自己点検評価書を作成する。大学評議会及び理事会は、自己点検評価書を審議・承認し、それをホームページ等で公表する。